



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社サガミチェーン
代表者名 代表取締役社長 鎌田 敏行
(コード番号：9900 東証・名証第一部)
問合せ先 代表取締役専務 伊垣 政利
TEL. 052-771-2126

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とすると共に、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものとします。

(2) 変更内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定

平成 27 年 10 月 1 日 (木)

(ご参考) 平成 27 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第 8 条 (単元株式数) 当会社の株式の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	第 8 条 (単元株式数) 当会社の株式の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって自動的に削除する。</u>

以上